**平成２１年（フ）第７０４号**
北九州市八幡西区馬場山３番６－１号Ａ棟
債務者　吉田　直孝
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７２９号**
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目19番４号
債務者　隅田　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７５７号**
北九州市小倉北区東篠崎１丁目４－５　片野センタービル501号
債務者　天野　和裕
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第７９２号**
福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目４番７号
債務者　林　　次男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１１１号**
鹿児島県鹿屋市吾平町麓187番地３県営２棟102
債務者　本村　直子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２１年（フ）第１９６号**
佐賀県佐賀市鬼丸町７―18、住民票上の住所
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄642番地６
債務者　藤嶋千鶴子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２２４号**
佐賀県佐賀市富士町大字関屋3035番地
債務者　菖蒲　直広
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２４５号**
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外776番地１
債務者　島　　忠義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２５６号**
佐賀県佐賀市川副町大字南里381番地２
債務者　江口　芳明
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２５８号**
佐賀県神埼市千代田町境原2615番地３
債務者　岩田真由美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６１号**
佐賀県佐賀市大和町大字川上5472番地
債務者　一ノ瀬邦子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６５号**
佐賀県鳥栖市古賀町427番地21
債務者　高垣　美鶴
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６７号**
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1422番地１
債務者　一ノ瀬光政
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６８号**
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島358番地９
債務者　今村美知子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２６９号**
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1197番地１
債務者　松尾　尚美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２７２号**
佐賀県鳥栖市弥生が丘６丁目338　ビューハイムＢ201号室、住民票上の住所佐賀県神埼市千代田町境原1499番地イ
債務者　古賀　章太
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２７７号**
佐賀県鳥栖市村田町53番地４
債務者　陣内　勝典
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２８０号**
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番34号
債務者　横田　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係